

前年度との比較表

令和 7 年度	令和 6 年度
令和 7 年度高年齢者就業機会確保事業 (シルバー人材センター事業) 執行方針 I 基本的事項 1 (略) シルバー補助金は、地方公共団体が応分の補助を行うことを前提に、シルバー連合本部（以下「連合本部」という。）及びシルバー連合の活動拠点（以下「活動拠点」という。）ごとに、国庫補助対象経費の 2 分の 1 の額かつ国の予算の範囲内において（<u>補助単価限度額</u>を設ける。）交付することを基本とする。ただし、地方公共団体からの国庫補助対象経費に係る補助金の総額（以下「地公体補助額」という。）が、国が予定する<u>補助単価限度額</u>の総額に達しない場合は、国の<u>補助単価限度額</u>にかかわらず、地公体補助額を上限にシルバー補助金を交付する。 2～4 (略) 5 シルバー補助金に関する書類は、都道府県労働局長を経由して厚生労働本省へ提出することとする。また、シルバー補助金に関して厚生労働大臣等から通知を行う場合は、都道府県労働局長を経由してシルバー連合等へ通知することとする。 6～7 (略) 8 新規に<u>国庫補助対象とする活動拠点の基準</u>は、交付申請時において、<u>令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日</u>において、活動拠点の会員（以下	令和 6 年度高年齢者就業機会確保事業 (シルバー人材センター事業) 執行方針 I 基本的事項 1 (略) シルバー補助金は、地方公共団体が応分の補助を行うことを前提に、シルバー連合本部（以下「連合本部」という。）及びシルバー連合の活動拠点（以下「活動拠点」という。）ごとに、国庫補助対象経費の 2 分の 1 の額かつ国の予算の範囲内において（<u>補助限度額</u>を設ける。）交付することを基本とする。ただし、地方公共団体からの国庫補助対象経費に係る補助金の総額（以下「地公体補助額」という。）が、国が予定する<u>補助限度額</u>の総額に達しない場合は、国の<u>補助限度額</u>にかかわらず、地公体補助額を上限にシルバー補助金を交付する。 2～4 (略) 5 シルバー補助金に関する書類は、都道府県労働局長を経由して厚生労働本省へ提出することとする。 また、シルバー補助金に関して厚生労働大臣等から通知を行う場合、都道府県労働局長を経由してシルバー連合等へ通知することとする。 6～7 (略) 8 新規国庫補助活動拠点の基準は、交付申請時において、<u>令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日</u>において、活動拠点の会員（以下「会員」とい

「会員」という。) 数 100 人以上かつ年間就業延人員数 5,000 人日以上が見込めるところとする。 9 <u>活動拠点における</u>年度途中の国庫補助開始又は国庫補助終了は、別表 1 に定める方法によりそれぞれ算定する。 II 運営費 1～3 (略) 4 広域の国庫補助対象活動拠点における運営費の額は、運営費限度額の 1.5 倍を限度額とする。 なお、<u>令和 7 年度</u>途中に広域となる場合、当該年度は適用しない。 <u>(削除)</u>	う。) 数 100 人以上かつ年間就業延人員数 5,000 人日以上が見込めるところとする。 9 年度途中の国庫補助開始又は国庫補助終了は、別表 1 に定める方法によりそれぞれ算定する。 II 運営費 1～3 (略) 4 広域の国庫補助対象活動拠点における運営費の額は、運営費限度額の 1.5 倍を限度額とする。 なお、<u>令和 6 年度</u>途中に広域となる場合、当該年度は適用しない。 III <u>フリーランス新法に係る事務処理体制の整備に関する運営費配分について</u> <u>特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(令和 5 年法律第 25 号。以下、「フリーランス新法」という。)の施行により義務化される特定受託事業者(会員)への就業条件の明示について、義務の適正な履行にあたり、事務処理の円滑かつ効率的な体制の整備を目的とする人的支援として、以下のとおり運営費補助金の配分を行う。</u> <u>なお、運営費補助人件費限度額に加算しても差し支えない。</u> 1 <u>国庫補助対象経費は、交付要綱「別表」中の「1 区分 運営費」「2 種目 人件費及び管理費」「4 対象経費」とするが、「2 種目 管理費」においては、「諸謝金(基本給)」「諸謝金(特別給与)」「諸謝金(諸手当)」「賃金(基本給)」「賃金(特別給与)」「賃金(諸手当)」「社会保険料」「法定福利費」「福利厚生費」「職員退職給与引当金」「退職金掛金」に限るものとし、補助金の額は当該事業に係る国庫補助対象経費の 2 分の 1 以下の額</u>
---	--

Ⅲ 契約見直しに係る説明対応事業に関する運営費配分について (略) Ⅳ 介護分野就業機会促進事業 介護分野就業機会促進事業は、活動拠点において、<u>人手不足となっている介護分野における周辺業務の切り出しを行い、介護分野の担い手として会員である高齢者に対して新たな就業機会を提供するものである。</u> (略) Ⅴ 高齢者活用・現役世代雇用サポート事業 (略) 1 (略) 2 国庫補助対象の支部（支所）を有する活動拠点において、交付要綱第 5 条、第 6 条及び第 11 条に定める手続きを行う際は、本事業分の<u>経費</u>は本部（本所）にのみ計上し、支部（支所）には計上しないこととする。 3 (略) Ⅵ その他 1 (略) 2 <u>本執行方針は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。</u>	<u>かつ別表 1 により定める補助単価限度額以下とする。</u> Ⅳ 契約見直しに係る説明対応事業に関する運営費配分について (略) Ⅴ 介護分野就業機会促進事業 介護分野就業機会促進事業は、活動拠点において、<u>人手不足となっている介護事業所に対し、介護事業の周辺業務の切り出しの提案を行い、介護分野の担い手として会員である高齢者にとって新たな就業する機会を創出するものである。</u> (略) Ⅵ 高齢者活用・現役世代雇用サポート事業 (略) 1 (略) 2 国庫補助対象の支部（支所）を有する活動拠点において、交付要綱第 5 条、第 6 条及び第 11 条に定める手続きを行う際の<u>交付申請書等の記載については、本事業分は本部（本所）の申請書にのみ計上し、支部（支所）の申請書には計上しないこととする。</u> 3 (略) Ⅶ その他 1 (略) 2 <u>その他</u>
--	--

(削除)

3 交付申請期限は、令和7年6月13日とする。

到達日（都道府県労働局長が受理した日）が申請期限を越えた場合には、原則として交付決定を行わないので、必ず期限を厳守すること。

なお、交付要綱第7条により、「交付申請書が到達した日から起算して、原則として1月以内に内容を審査し、交付決定の通知をする」こととしているため、都道府県労働局長は、内容の審査等を経て、遅くとも交付申請書受理後1週間以内に厚生労働大臣へ進達すること。

- (1) 本執行方針は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する（令和 6 年 12 月 24 日一部改正）。
- (2) 交付申請期限は、令和 6 年 6 月 14 日とする。
- 到達日（都道府県労働局長が受理した日）が申請期限を越えた場合には、原則として交付決定を行わないので、必ず期限を厳守すること。
- なお、交付要綱第 7 条により、「交付申請書が到達した日から起算して、原則として 1 月以内に内容を審査し、交付決定の通知をする」こととしているため、都道府県労働局長は、内容の審査等を経て、遅くとも交付申請書受理後 1 週間以内に厚生労働大臣へ進達すること。
- (3) 国庫補助対象の支部（支所）を有する活動拠点におけるシルバー補助金の申請については、本部（本所）及び支部（支所）それぞれの申請書に加え、本部（本所）及び支部（支所）を総括した申請書を提出すること。
- (4) 支部（支所）にもサポート事業を除き補助単価限度額を適用するものとする。
- (5) 変更交付に係る事務処理については、別途連絡することとする。
- (6) シルバー補助金の額は、交付要綱第 4 条の別表の第 2 欄に定める種目ごとに千円未満切り捨てとする。
- （新設）

<u>4 国庫補助対象の支部（支所）を有する活動拠点においては、サポート事業を除き、支部（支所）にも補助単価限度額を適用するものとする。</u> <u>5 変更交付に係る事務処理については、別途連絡することとする。</u> <u>6 シルバー補助金の額は、交付要綱第4条の別表の第2欄に定める種目ごとに千円未満切り捨てとする。</u>	(新設) (新設) (新設)
別表 1 1 連合本部及び活動拠点の補助単価限度額 (1) ～ (2) (略) (3) 運営費補助単価限度額の加算 ・ 区分に応じた運営費補助単価限度額について、更なる活動拠点の会員（以下「会員」という。）の拡充に向け、以下のとおり、<u>令和6年11月末日</u>の会員数を前年同日に比べて増加させた割合（小数点第4位以下切り捨て）に応じて加算する。連合本部においては、管轄する活動拠点の全会員数に対する平均増加割合に応じて加算する。なお、運営費補助人件費限度額に加算しても差し支えない。 (略) ・ 更に、特に女性会員獲得に向け、以下のとおり、<u>令和6年11月末日</u>の女性会員数を前年同日に比べて増加させた割合（小数点第4位以下切り捨て）に応じて加算する。連合本部においては、管轄する活動拠点の全女性会員数に対する平均増加割合に応じて加算する。なお、運営費補助人件費限度額に加算しても差し支えない。	別表 1 1 連合本部及び活動拠点の補助単価限度額 (1) ～ (2) (略) (3) 運営費補助単価限度額の加算 ・ 区分に応じた運営費補助単価限度額について、更なる活動拠点の会員（以下「会員」という。）の拡充に向け、以下のとおり、<u>令和5年11月末日</u>の会員数を前年同日に比べて増加させた割合（小数点第4位以下切り捨て）に応じて加算する。連合本部においては、管轄する活動拠点の全会員数に対する平均増加割合に応じて加算する。なお、運営費補助人件費限度額に加算しても差し支えない。 (略) ・ 更に、特に女性会員獲得に向け、以下のとおり、<u>令和5年11月末日</u>の女性会員数を前年同日に比べて増加させた割合（小数点第4位以下切り捨て）に応じて加算する。連合本部においては、管轄する活動拠点の全女性会員数に対する平均増加割合に応じて加算する。なお、運営費補助人件費限度額に加算しても差し支えない。

(略) ・ 更に、直近の取組のみならず、継続的な会員確保の取組により顕著な実績をあげている連合本部及び活動拠点の取組を推進する観点から、<u>令和5年度</u>における粗入会率（60歳以上人口における会員数の割合）が全国平均である <u>1.59%の倍（3.18%）</u> 以上である活動拠点にあっては、区分に応じた運営費補助単価限度額について、以下の額を加算する。連合本部においては、管轄区域における 60歳以上人口に占める活動拠点の会員数の割合が全国平均の倍以上である場合に加算する。なお、運営費補助人件費限度額に加算しても差し支えない。 (略) ・ 更に、安全就業を促進する観点から、<u>令和5年度</u>における度数率（100万時間当たりの事故発生数に基づく災害率）、強度率（1,000時間当たりの災害によって失われた損失日数に基づく事故の危篤さを示す災害率）ともに 0であった活動拠点にあっては、区分に応じた運営費補助単価限度額について、以下の額を加算する。連合本部においては、管轄する全活動拠点が当該加算対象となる場合に加算する。なお、運営費補助人件費限度額に加算しても差し支えない。 (略) (略) <u>(削除)</u>	(略) ・ 更に、直近の取組のみならず、継続的な会員確保の取組により顕著な実績をあげている連合本部及び活動拠点の取組を推進する観点から、<u>令和4年度</u>における粗入会率（60歳以上人口における会員数の割合）が全国平均である <u>1.6%の倍（3.2%）</u> 以上である活動拠点にあっては、区分に応じた運営費補助単価限度額について、以下の額を加算する。連合本部においては、管轄区域における 60歳以上人口に占める活動拠点の会員数の割合が全国平均の倍以上である場合に加算する。なお、運営費補助人件費限度額に加算しても差し支えない。 (略) ・ 更に、安全就業を促進する観点から、<u>令和4年度</u>における度数率（100万時間当たりの事故発生数に基づく災害率）、強度率（1,000時間当たりの災害によって失われた損失日数に基づく事故の危篤さを示す災害率）ともに 0であった活動拠点にあっては、区分に応じた運営費補助単価限度額について、以下の額を加算する。連合本部においては、管轄する全活動拠点が当該加算対象となる場合に加算する。なお、運営費補助人件費限度額に加算しても差し支えない。 (略) (略) <u>(4) シルバー人材センターフリーランス新法就業環境整備促進事業</u> ・ <u>特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和5年法律第25</u>
---	---

号。以下、「フリーランス新法」という。)の施行により義務化される特定受託事業者(会員)への就業条件の明示について、義務の適正な履行にあたり、事務処理の円滑かつ効率的な体制の整備を目的とする人的支援として、体制整備等の取組を計画しているシルバー連合本部及び活動拠点に対し、その実施に従事する職員に係る経費として以下の区分(※1)に掲げる補助単価限度額(※2)を上限に配分する。

※1 区分は、令和4年度末の会員数により、次のとおりとする。

なお、シルバー連合本部においては、管轄する活動拠点の会員数の合計を活動拠点数で除した平均により区分する。

・区分A：会員数 1,001人以上

・区分B：会員数 501人以上

・区分C：会員数 100人以上

※2 補助単価限度額は、次の①から③までのとおり。

① 【上限額】までの範囲において、連合本部及び活動拠点から申請のあったそれぞれの額を補助希望額とし、補助希望額の合計額を算出した上で予算の範囲内において、各区分の基礎額を決定する。

② ①の基礎額と連合本部及び活動拠点の補助希望額を比較し、低い方の額を補助単価限度額とする。

③ また、連合本部及び活動拠点のそれぞれの補助希望額が【下限額】以上であって、②の補助単価限度額が【下限額】を下回る場合は、【下限額】を補助単価限度額とする。

【事務処理体制の整備を実施する場合】(単位：千円)

区分	A	B	C	新規
補助単価限度額				
【上限額】	5, 0 0 0	4, 5 0 0	4, 0 0 0	4, 0 0 0
	～	～	～	～
【下限額】	2, 5 0 0	2, 2 5 0	2, 0 0 0	2, 0 0 0

(4) シルバー人材センター契約見直しにかかる説明対応事業
(略)

(5) 介護分野就業機会促進事業
(略)

(6) 高齢者活用・現役世代雇用サポート事業

① 活動拠点の補助単価限度額

令和5年度及び4年度の事業実績（※）に応じて、次のアからカまでの項目に付与される基礎ポイントの合計値を、「5」で除して得た値を加算減算率とし、令和6年度の高齢者活用・現役世代雇用サポート事業（以下「サポート事業」という。）の補助単価限度額に乗じて得た額を補助単価限度額とし、これを上限に配分する。

(削除)

(5) シルバー人材センター契約見直しにかかる説明対応事業
(略)

(6) 介護分野就業機会促進事業
(略)

(7) 高齢者活用・現役世代雇用サポート事業

① 活動拠点の補助単価限度額

令和4年度及び3年度の事業実績（※）に応じて、次のアからカまでの項目に付与される基礎ポイントの合計値を、「5」で除して得た値を加算減算率とし、令和5年度の高齢者活用・現役世代雇用サポート事業（以下「サポート事業」という。）の交付額に乗じて得た額を補助単価限度額とする。

補助単価限度額については、令和5年12月7日付け事務連絡「令和6年度高齢者活用・現役世代雇用サポート事業補助金に係る交付限度見込額について」により周知している額とするものの、補助金の交

※ 原則として、「シルバー人材センター事業 統計年報」(公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会作成)に基づく。

ア 会員数の伸び率

令和5年度の会員数を、令和4年度の会員数で除して伸び率を算出し、別表3-1の該当する基礎ポイントを付与する。

イ 就業実人員の伸び率

令和5年度の実業実人員を、令和4年度の実業実人員で除して伸び率を算出し、別表3-2の該当する基礎ポイントを付与する。

ウ 受注件数の伸び率

令和5年度の受注件数を、令和4年度の受注件数で除して伸び率を算出し、別表3-3の該当する基礎ポイントを付与する。

エ 就業実人員1人当たりの月平均就業日数

令和5年度の実業延人員(人日)を、令和5年度の実業実人員、12月で除して1人当たりの月平均就業日数を算出し、別表3-4の該当する基礎ポイントを付与する。

オ 就業実人員1人当たりの月平均就業日数の伸び率

令和5年度の実業実人員1人当たりの月平均就業日数を、令和4年度の日数で除して伸び率を算出し、別表3-5の該当する基礎ポイントを付与する。

なお、令和5年度の実業実人員1人当たりの月平均就業日数(④の実績)が8.5日以上の場合は、伸び率に関係なく1.1ポイントを付与する。

付に当たっては予算の範囲内となることから、必ずしも当該額を保証するものではないことに留意すること。

※ 公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会により作成の「シルバー人材センター事業 統計年報」の実績を活用

ア 会員数の伸び率

令和4年度の会員数を、令和3年度の会員数で除して伸び率を算出し、指標テーブルの該当する基礎ポイントを付与する。

イ 就業実人員の伸び率

令和4年度の実業実人員を、令和3年度の実業実人員で除して伸び率を算出し、指標テーブルの該当する基礎ポイントを付与する。

ウ 受注件数の伸び率

令和4年度の受注件数を、令和3年度の受注件数で除して伸び率を算出し、指標テーブルの該当する基礎ポイントを付与する。

エ 就業実人員1人当たりの月平均就業日数

令和4年度の実業延人員(人日)を、令和4年度の実業実人員、12月で除して1人当たりの月平均就業日数を算出し、指標テーブルの該当する基礎ポイントを付与する。

オ 就業実人員1人当たりの月平均就業日数の伸び率

直近年度の実業実人員1人当たりの月平均就業日数を、直近前年度の日数で除して伸び率を算出し、指標テーブルの該当する基礎ポイントを付与する。

なお、直近年度の実業実人員1人当たりの月平均就業日数(④の実績)が8.5日以上の場合は、伸び率に関係なく1.1ポイントを付与する。

カ (略)

なお、令和6年度にサポート事業の交付を受けていない活動拠点及び令和7年度から国庫補助対象となった活動拠点（国庫補助の対象となる支部（支所）を持つ活動拠点にあつては、当該支部（支所）を除く。）については、2,500千円を補助単価限度額とし、これを上限に配分する。

② 連合本部の補助単価限度額

連合本部が管轄する活動拠点の加算減算率の合計値を、管轄する国庫補助の対象となる活動拠点数で除して得た値を連合本部の加算減算率とし、これを令和6年度のサポート事業の補助単価限度額に乗じて得た額を補助単価限度額とし、これを上限に配分する。

(略)

③ 算定方法の見直しに係る経過措置

次のアからオまでのすべての要件を満たす活動拠点等に限り、令和7年度の地方公共団体のサポート事業に係る補助額から令和5年度の当該額を減じて得られた額又は10,000千円のいずれか低い方を上限に、補助単価限度額の増額を認める。

ア 令和7年度の地方公共団体のサポート事業に係る補助額が、令和5年度の当該額と比べて100%以上増加していること。

イ 令和7年度の地方公共団体の補助額（交付要綱別表「2 種目」に掲げるすべての種目の額の合計をいう。）又はその予算措置について、

カ (略)

なお、令和5年度にサポート事業の交付を受けていない活動拠点及び令和6年度から国庫補助対象となった活動拠点（国庫補助の対象となる支部（支所）を持つ活動拠点にあつては、当該支部（支所）を除く。）については、2,500千円を補助単価限度額とする。

② 連合本部の補助単価限度額

連合本部が管轄する活動拠点の加算減算率の合計値を、管轄する活動拠点数で除して得た値を連合本部の加算減算率とし、これを令和5年度のサポート事業の交付額に乗じて得た額を補助単価限度額とする。

(略)

③ 算定方法の見直しに係る経過措置

災害その他の不測の事態（補助単価限度額算定方法の見直しにともなうシルバー事業の運営への様々な影響など）を考慮し、シルバー連合（連合本部及び活動拠点の合計）ごとに2,000千円を上限に補助単価限度額の増額を認める。

また、増額要求が2,000千円の上限を超える場合であつて、連合本部及び活動拠点における増額理由が真に必要であると認められる場合は、予算の範囲内において上限超過分の増額を認めることがある。

当該地方公共団体から文書（様式不問）で確約を得ることができること。

ウ ①又は②により得られる加算減算率が 1.01 以上であること。

エ 令和 6 年度における国庫補助額（交付要綱別表「2 種目」に掲げるすべての種目の額の合計をいう。）と地方公共団体の補助額（交付要綱別表「2 種目」に掲げるすべての種目の額の合計をいう。）が同額であること。

オ 令和 6 年度の地方公共団体の補助額（交付要綱別表「2 種目」に掲げるすべての種目の額の合計をいう。）のうち、国庫補助対象経費に充てることができる額の全額を国庫補助対象経費（交付要綱別表「4 対象経費」に掲げる経費をいう。以下同じ。）に充てていること（国庫補助対象外経費に地方公共団体の補助額が計上されている場合は、その使途等について確認を求める場合がある）。

【運営費補助単価限度額区分】

就業延日数 ※ 2 会員数 ※ 1	<u>6, 102</u> 人日以上	<u>2, 938</u> 人日以上	500 人日以上	417 人日以上
<u>797 人</u> 以上	A	A	B	C
<u>384 人</u> 以上	A	B	B	C
150 人以上	B	B	B	C
100 人以上	C	C	C	C

※1 会員数は令和3～5年度の各年度末平均。ただし、国庫補助対象とな
った年月以降の実績で計算。

(例) 会員数 令和3年度末 200人…①
 令和4年度末 210人…②
 令和5年度末 230人…③

$$(\textcircled{1} + \textcircled{2} + \textcircled{3}) \div 3 \text{ 年} = 213 \text{ 人 (四捨五入)}$$

なお、令和6年度から国庫補助対象となった団体については、会員数は令和6年12月末日の実績。

※2 就業延人日数（派遣事業分含む）は令和3～5年度の各年度月平均の平均。ただし、国庫補助対象となった年月以降の実績で計算。

[illegible]

【運営費補助単価限度額区分】

就業延日数 ※ 2	6,248	3,008	500	417
会員数 ※ 1	人日以上	人日以上	人日以上	人日以上
803 人以上	A	A	B	C
387 人以上	A	B	B	C
150 人以上	B	B	B	C
100 人以上	C	C	C	C

※1 会員数は令和2～4年度の各年度末平均。ただし、国庫補助対象とな
った年月以降の実績で計算。

(例) 会員数 令和2年度末 200人…①
 令和3年度末 210人…②
 令和4年度末 230人…③

$$((1)+(2)+(3)) \div 3 \text{ 年} = 213 \text{ 人 (四捨五入)}$$

なお、令和5年度から国庫補助対象となった団体については、会員数は令和5年12月末日の実績。

※2 就業延人日数（派遣事業分含む）は令和2～4年度の各年度月平均の平均。ただし、国庫補助対象となった年月以降の実績で計算。

(例) 就業延人日数 令和2年度 72,000 人日 ÷ 12 月 = 6,000 人日…④
令和3年度 75,000 人日 ÷ 12 月 = 6,250 人日…⑤
令和4年度 80,000 人日 ÷ 12 月 = 6,667 人日…⑥

(四捨五入) $(④+⑤+⑥) \div 3 \text{ 年} = 6,306 \text{ 人日 (四捨五入)}$ なお、<u>令和6年度</u>から国庫補助対象となった団体については、<u>令和6年4月～12月末日又は令和6年1月～12月末日</u>のいずれかの月平均の実績で計算。 ※ 国庫補助対象の団体において、上記※1、2により算出した値が国庫補助対象の基準を満たさない場合は、<u>令和7年度</u>については国庫補助の対象外となる。 (略)	(四捨五入) $(④+⑤+⑥) \div 3 \text{ 年} = 6,306 \text{ 人日 (四捨五入)}$ なお、<u>令和5年度</u>から国庫補助対象となった団体については、<u>令和5年4月～12月末日又は令和5年1月～12月末日</u>のいずれかの月平均の実績で計算。 ※ 国庫補助対象の団体において、上記※1、2により算出した値が国庫補助対象の基準を満たさない場合は、<u>令和6年度</u>については国庫補助の対象外となる。 (略)
---	---

別表 3 - 1		別表 3 - 2		別表 3 - 3		別表 3 - 4		別表 3 - 5			(新設)
会員伸率	基礎 ポイント	就業実人員 伸率	基礎 ポイント	受注件数 伸率	基礎 ポイント	就業実人員 1人当たり 入日数	基礎 ポイント	就業実人員 1人当たり 入日数伸率	基礎 ポイント		
0.00	0.79	0.00	0.79	0.00	0.79	0.00	0.90	0.00	0.90		
0.80	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80	7.10	0.91	0.80	0.92		
0.81	0.81	0.81	0.81	0.81	0.81	7.20	0.92	0.90	0.95		
0.82	0.82	0.82	0.82	0.82	0.82	7.30	0.93	1.00	1.00		
0.83	0.83	0.83	0.83	0.83	0.83	7.50	0.95	1.05	1.03		
0.84	0.84	0.84	0.84	0.84	0.84	7.70	0.96	1.15	1.05		
0.85	0.85	0.85	0.85	0.85	0.85	7.90	0.97	1.25	1.07		
0.86	0.86	0.86	0.86	0.86	0.86	8.10	0.98	1.30	1.10		
0.87	0.87	0.87	0.87	0.87	0.87	8.30	0.99				
0.88	0.88	0.88	0.88	0.88	0.88	8.50	1.00	就業実人員1人当 たりの月平均就業 日数が8.5日以上 の場合	1.10		
0.89	0.89	0.89	0.89	0.89	0.89	9.01	1.00				
0.90	0.90	0.90	0.90	0.90	0.90						
0.91	0.91	0.91	0.91	0.91	0.91						
0.92	0.92	0.92	0.92	0.92	0.92						
0.93	0.93	0.93	0.93	0.93	0.93						
0.94	0.94	0.94	0.94	0.94	0.94						
0.95	0.95	0.95	0.95	0.95	0.95						
0.96	0.96	0.96	0.96	0.96	0.96						
0.97	0.97	0.97	0.97	0.97	0.97						
0.98	0.98	0.98	0.98	0.98	0.98						
0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99						
1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00						
1.02	1.01	1.02	1.01	1.02	1.01						
1.04	1.02	1.04	1.02	1.04	1.02						
1.06	1.03	1.06	1.03	1.06	1.03						
1.08	1.04	1.08	1.04	1.08	1.04						
1.10	1.05	1.10	1.05	1.10	1.05						
1.12	1.06	1.12	1.06	1.12	1.06						
1.14	1.07	1.14	1.07	1.14	1.07						
1.16	1.08	1.16	1.08	1.16	1.08						
1.18	1.09	1.18	1.09	1.18	1.09						
1.20	1.10	1.20	1.10	1.20	1.10						
1.22	1.11	1.22	1.11	1.22	1.11						
1.24	1.12	1.24	1.12	1.24	1.12						
1.26	1.13	1.26	1.13	1.26	1.13						
1.28	1.14	1.28	1.14	1.28	1.14						
1.30	1.15	1.30	1.15	1.30	1.15						
1.35	1.17	1.35	1.17	1.35	1.17						
1.40	1.20	1.40	1.20	1.40	1.20						
1.45	1.22	1.45	1.22	1.45	1.22						
1.50	1.25	1.50	1.25	1.50	1.25						
別添 (略)											別添 (略)